

本年9月25日から

# 日豪AEO相互承認 が実施されます。

令和元年6月27日に財務省関税局と豪州国境警備隊（Australian Border Force）との間で署名されたAEO（Authorized Economic Operator：認定事業者）相互承認に係る取決めについて、日本と豪州において当該取決めの実施のための準備を行い、**本年9月25日から**実施することとしましたのでお知らせ致します。

## ベネフィットの概要

### 審査・検査の簡略化

- ▶ 日本のAEO輸出入者の貨物が豪州で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。また、豪州のAEO輸出入者の貨物が日本で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

## ベネフィットの利用方法

### 1. 豪州における利用方法

- 日本のAEO輸出入の方は、「日豪相互承認用コード」を各税関のAEO制度担当にご確認ください。
- 皆様の「日豪相互承認用コード」を豪州の取引相手にお知らせください。
- 豪州の輸出入者がそのコードを豪州での輸出手続の際に入力することで、皆様の貨物が豪州での輸出手続において、相互承認のメリットを受けることができます。

### 2. 日本における利用方法

- 豪州のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、豪州のAEO輸出入者が保有する11桁のコードを相手方に確認してください。
- 11桁のコードを次ページのルールに従って12桁に変換してください。
- 日本での輸出手続の際に、輸出手続又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：豪州のAEO輸出入者が保有するコード（11桁）の体系】

11桁の事業者ID：（例）12345678901

## 豪州のAEO事業者が保有する11桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
規則	事業者ID(11桁)										

## 日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
規則	事業者ID(11桁)										
例	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>
	A	(1行目挿入)									
桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
規則	A	事業者ID(11桁)									
例	A	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>



日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出し・仕向人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話 : 0138-40-4254
東京税関	電話 : 03-3599-6343
横浜税関	電話 : 045-212-6125
名古屋税関	電話 : 052-654-4169
大阪税関	電話 : 06-6576-3391
神戸税関	電話 : 078-333-3071
門司税関	電話 : 050-3530-8312
長崎税関	電話 : 095-828-8801
沖縄地区税関	電話 : 098-862-9291

